

十日町市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年2月28日

十日町市監査委員 水 落 雅 史
十日町市監査委員 遠 田 延 雄

令和3年度第3回 監査結果報告

- 1 基準に準拠している旨
監査委員は、十日町市監査基準に準拠して監査を行った。
- 2 監査の種類
地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
- 3 監査の対象
 - (1) 対象部署
農林課、観光交流課、企画政策課、防災安全課、産業政策課、総務課、財政課
 - (2) 対象事務
令和3年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）
- 4 監査の着眼点
財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼とした。
- 5 監査の主な実施内容
関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び第2委員会室

(2) 実施日程

令和3年11月30日から令和4年1月28日まで

7 監査の結果

監査の対象となった事務は、おおむね適正に行われていた。

なお、軽微な事項については、口頭で改善又は検討を要望したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

(1) 農林課

① 指定事業

「鳥獣被害防止対策事業」

② 意見

- ・有害駆除について、熟練者の高齢化が進む中、若い世代は就労者が多いことから、緊急出動等の要請があっても対応が難しく、駆除作業の経験を積む機会が少ないなどの課題も確認された。今後の担い手となり得る若い世代の技術向上のための更なる取組と支援を期待する。

(2) 観光交流課

① 指定事業

「集落観光素材発掘業務委託」

② 意見

- ・中里地域の活動について、清津峡のマスコミ対応等が主との説明であったが、本事業の仕様書にもあるように、様々な集落に入っただけの課題の掘り起こしにも更に積極的に取組まれない。コロナが収束した際には活動の幅も回復していただき、当市の新たな魅力が発信され、観光誘客の増加につながることを期待する。

(3) 企画政策課

① 指定事業

「ふるさと回帰支援事業」

② 意見

- ・補助金返還要件の確認方法について、住宅取得助成、住宅改修助成及びテレワーク助成は、住民基本台帳の確認だけでは実態が把握できないことから、適宜、実態調査を行うなど改善いただきたい。

(4) 防災安全課

① 指定事業

「十防特緊第1号 空家（山本町5丁目）除却緊急安全措置事業」

② 意見

- ・今年度、水沢地区において空家問題についての研修会を開催したとの説明であった。管理不全な空家の発生自体を抑制するために、今後も一層効果的な普及・啓発活動の推進に取組まれたい。また、地域住民や関係団体とも緊密に連携し、的確な空家の実態把握に努められたい。

(5) 産業政策課

① 指定事業

「オリジナル食事券発行支援事業補助金」

② 意見

- ・今後、同様の事業を実施する際は、より広く、多くの方から利用いただけるような方法を検討いただき、市民や関係者に不公平感が生じることのないよう努められたい。

(6) 総務課

① 指定事業

「十日町市・湯沢町境界測量図等作成業務」

② 意見

- ・特になし。

(7) 財政課

① 指定事業

「旧中央学校給食センター解体工事」

② 意見

- ・本指定事業においても軽微な不備が確認され改善を求めたところではあるが、各課において行われる委託や工事の契約事務についても、全庁的に不適切な処理が散見される。関係するマニュアル等の整備はなされてはいるが、それが理解され正しく運用されていないことから、職員に対し研修を行うなど、所管課として適切に指導されるよう要望する。